

大津茂小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月8日

姫路市立大津茂小学校

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）」及び「姫路市いじめ防止基本方針（平成26年7月）（平成29年12月改定）」に基づき、本方針を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切である。

2 いじめの防止等に関する組織

(1) 「いじめ対応チーム」

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校に「いじめ対応チーム」を置く。

ア 構成

校長、教頭、生活指導担当（校内）、生活指導担当（校外）、道徳・人権教育担当、校内研修担当、学年担当、養護教諭、SC、SSW、その他の必要な関係者

イ 具体的役割

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- (イ) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (ウ) 実態把握や情報収集を目的とした取組
- (エ) いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- (オ) 事実関係の把握といじめか否かの判断
- (カ) いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- (キ) 保護者や地域社会への情報提供
- (ク) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

(2) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

「いじめ対応チーム」は「生活指導委員会」及び「校内教育支援委員会」と常に連携する。

3 未然防止

(1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

未来を担う児童に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたっては、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道徳教育の要となる「道徳の時間」を充実させ、自他の大切さを認め合い尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、自己の能力を生かした社会的自立の基礎を育む。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、児童の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

(3) 確かな学力の育成

ア 学習指導要領に基づき、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、児童一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中一貫教育の推進

姫路市教委の作成した「小中一貫教育標準カリキュラム」を活用し、中学校教職員との協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で子どもたちを育成する取組を進める。

(5) 校内研修の充実

「いじめを許さない学校づくり」や「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童理解を深める。

なお、体罰は、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

4 早期発見

(1) 児童の実態把握

少なくとも学期に1回のアンケート調査と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童の様子を把握するとともに、養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、児童が記入しやすい形態で実施する。

(2) 相談しやすい環境づくり

保健室や「ふれあいルーム」等を活用し、児童が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、養護教諭との情報連携を進める。

5 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。そこで、いじめの情報を得た時には、校長は、迅速に「いじめ対応チーム」を招集し、

以下の点に留意して組織的に対応する。

(1) 正確な事実把握

- ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
- イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針の決定

- ア 指導のねらいを明確にする。
- イ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童への指導・支援

- ア いじめを受けた児童や、情報を提供した児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分にを行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、その子の成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。
- エ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- オ いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(4) 保護者との連携

- ア 直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
- イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。

(6) いじめの解消

- ア 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- イ いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情

報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童、保護者への啓発に努める。

(1) 学校における情報モラル教育の推進

教室で活用できる学習用コンテンツの配信等により、各学校での情報モラル教育の推進を支援する。また、教育の情報化推進研修等の実施により、教職員の指導力向上を図る。

(2) 児童及び保護者への啓発

児童及び保護者向けに啓発資料を配布するなど、情報提供を行うとともに、ネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や、家庭においてルールづくりを行うことの大切さを周知する。

7 家庭や地域社会との連携

(1) 家庭や地域社会への啓発

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、保護者研修会やホームページ、学校だより等により相談窓口や連絡体制の周知を図る。

(2) 家庭や地域社会からの協力

多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。

8 関係機関との連携

(1) 警察との連携

管理職や生活指導担当教員を中心に、地域の交番等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。

(2) 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

(3) 法務局との連携

「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。

(4) 医療機関との連携

いじめを受けた児童の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

9 重大事態への対処

重大事態とは

「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じ

た疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。

また、「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」は、適切に調査し、校長が判断する。

また、「児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」は校長が判断し、適切に対応する。

10 年間の主な取組

- 1 学期
 - ・いじめアンケート調査
 - ・教育相談
 - ・児童理解の会（情報交換と研修）
 - ・ライフスキル教育（6月）
5年「上手に話を聞こう」6年「私の伝えたいこと」
- 夏休み
 - ・研修（児童理解、カウンセリングマインド、いじめ、不登校、等）
- 2 学期
 - ・いじめアンケート調査
 - ・教育相談
 - ・児童理解の会（情報交換と研修）
 - ・全校道徳の実施
 - ・情報モラル講演会
 - ・ライフスキル教育（10月）
5年「断るテクニックを学ぼう」6年「争いごとになる前に」
- 3 学期
 - ・いじめアンケート調査
 - ・教育相談
 - ・児童理解の会（情報交換と研修）
 - ・薬物乱用防止教室（1月）
 - ・ライフスキル教育（2月）
5年「ストレスに強くなろう」6年「プレッシャーに負けないで」